
江戸川区

第4期介護保険事業計画 及び 熟年しあわせ計画

(老人福祉計画)

<概要版>

目次

第1部 総論	1
1. 計画の目的と性格	1
2. 基本理念と施策の体系	2
第2部 区の現状と基本的方向性	3
1. 区の現況と推計	3
2. 介護保険サービス等の現状と課題	9
3. 区の基本的方向性	19
第3部 熟年者保健福祉施策の展開	29
1. 介護保険事業計画	29
(1) 介護保険サービス量の見込み	29
(2) 介護保険財政の実績と見込み	31
(3) 介護保険事業を円滑に推進するための施策	37
2. 熟年しあわせ計画	39
(1) 安心と信頼のサービスづくり	39
(2) 健康ではつつとした生活づくり	40
(3) 生きがいに満ちた生涯づくり	42
(4) サービス利用支援体制づくり	43
(5) 豊かな福祉のまちづくり	44
資料編	45
1. 平成21年度介護報酬改定の基本的な考え方	45
2. 地域区分の見直し	46

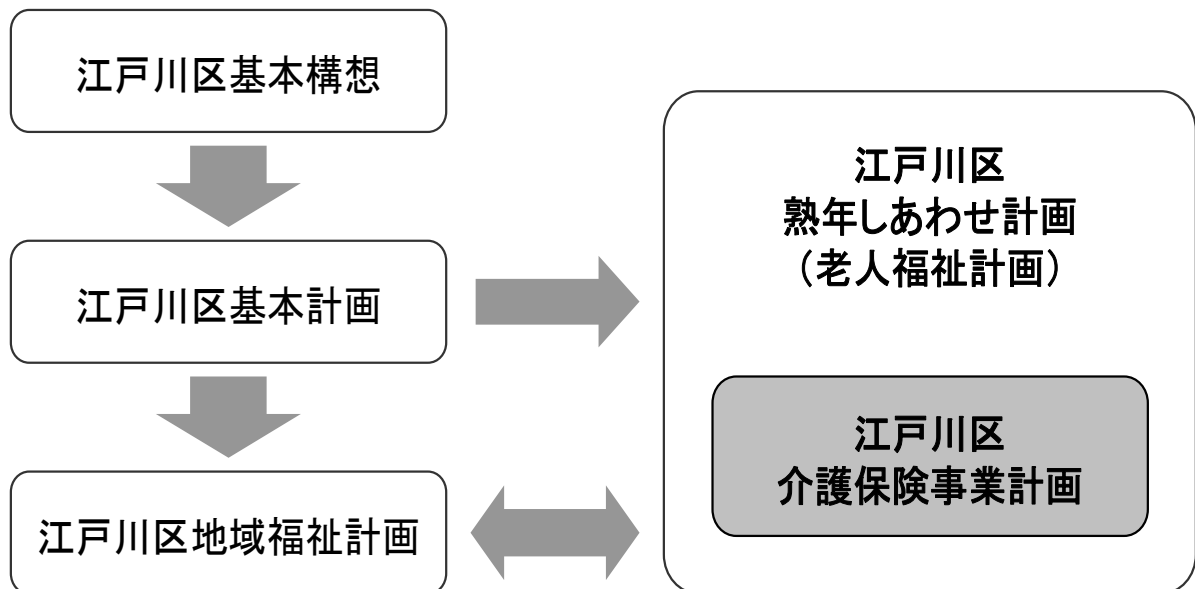
平成21年3月
江戸川区

■ 第1部 総論 ■

1. 計画の目的と性格

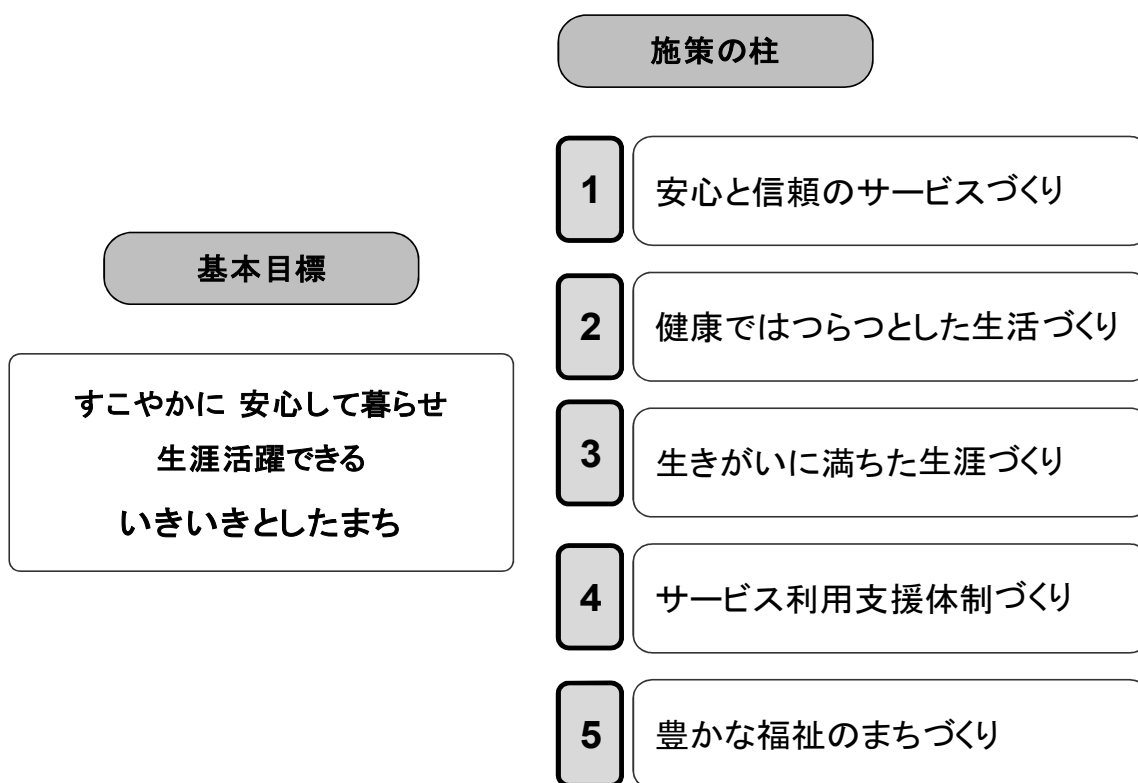
- 本計画は、「江戸川区介護保険事業計画」と「江戸川区熟年しあわせ計画」をあわせたものであり、江戸川区の熟年者施策の総合的な推進を図る計画です。
- 「江戸川区介護保険事業計画」は介護保険法により策定が義務付けられた計画です。また「江戸川区熟年しあわせ計画」は老人福祉法に基づく「区市町村老人福祉計画」として位置づけられています。
- 本計画は、「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性をともにし、「江戸川区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ策定されています。
- 本計画は、計画期間を平成21～23年度の3年間と定めます。

〔 江戸川区介護保険事業計画・熟年しあわせ計画の位置づけ 〕



2. 基本理念と施策の体系

- 本計画は「江戸川区基本構想・基本計画」の理念に基づき、基本目標のひとつである「すこやかに 安心して暮らせ 生涯活躍できる いきいきとしたまち」を実現するため、5つの施策の柱を定めて事業を推進します。



■ 第2部 区の現状と基本的方向性 ■

1. 区の現況と推計

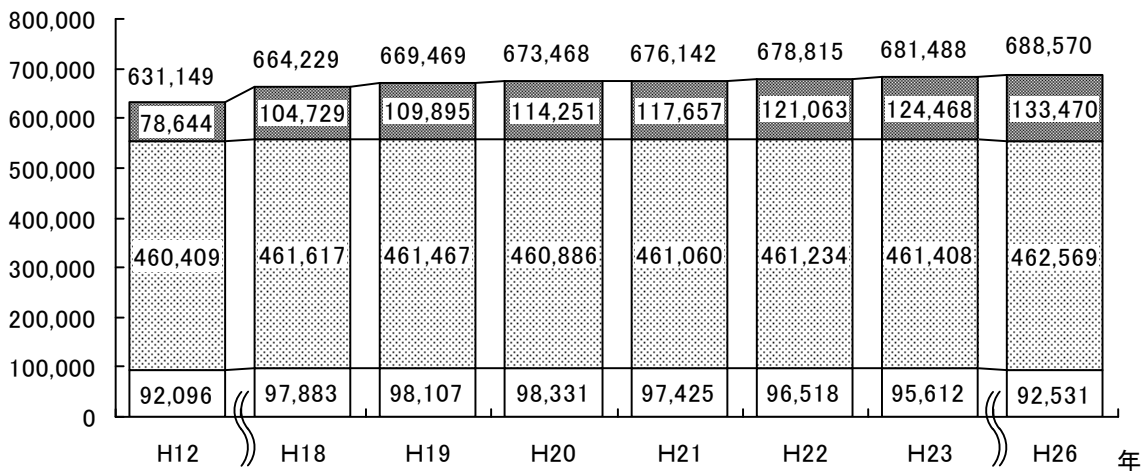
(1) 人口及び高齢化率の推移・推計

- ・平成20年10月1日現在、江戸川区の総人口は673,468人です。うち65歳以上の高齢者は114,251人であり、高齢化率は17.0%です。
- ・今後の推計では、平成26年には高齢者人口は133,470人に増え、高齢化率は19.4%に達する見込みです。
- ・平成20～26年度の6年間で、前期高齢者（65～74歳）が約2,800人増加するのに対し、後期高齢者（75歳以上）は約16,400人増加します。高齢者人口が増加すると同時に、高齢者人口に占める後期高齢者の割合もさらに増加すると考えられます。

※高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合

〔 年齢階層別人口の推移・推計 〕

単位：人

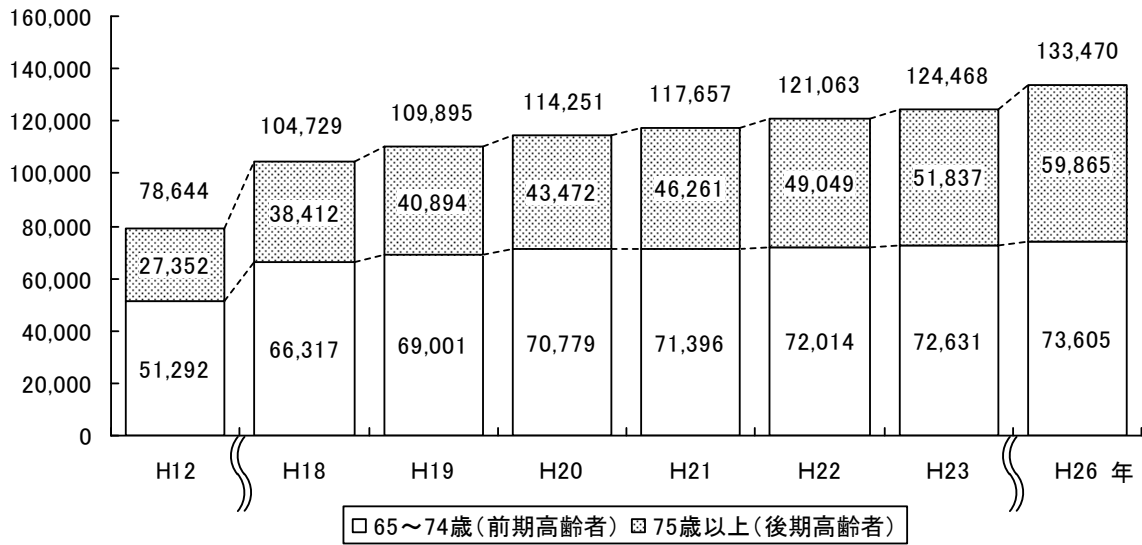


□ 年少人口(0～14歳) □ 生産年齢人口(15～64歳) ■ 老年人口(65歳以上)

※各年10月1日現在、住民基本台帳+外国人登録者
 ※平成21年以降は、平成15年と平成20年の人口（住民基本台帳+外国人登録者）より、コーホート要因法による推計

[65 歳以上人口の推移・推計]

単位:人

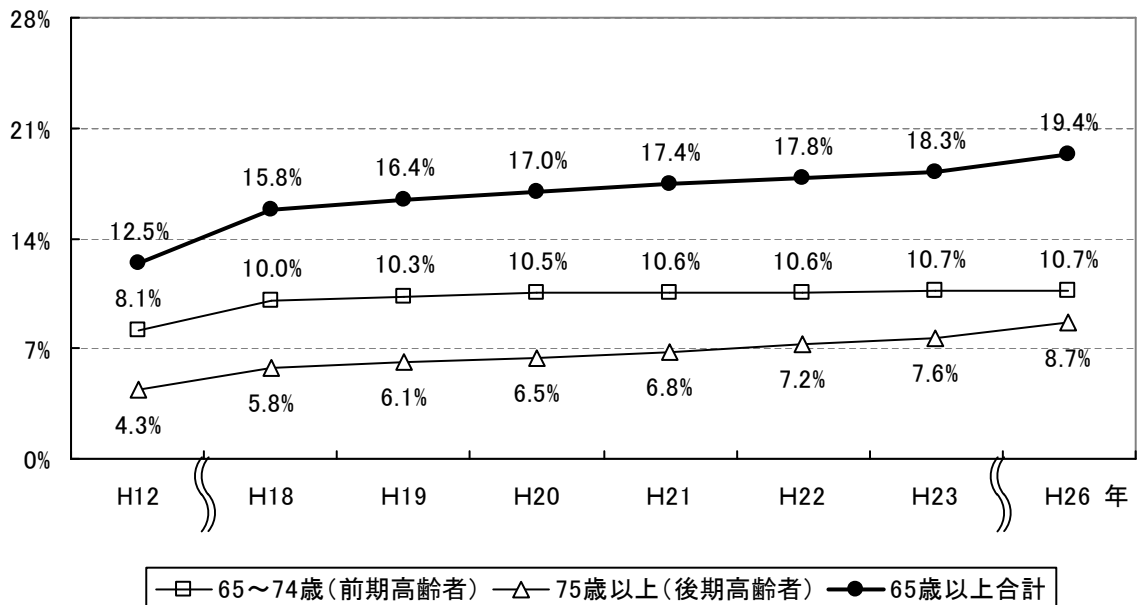


※各年 10 月 1 日現在、住民基本台帳+外国人登録者

※平成 21 年以降は、平成 15 年と平成 20 年の人口（住民基本台帳+外国人登録者）より、
コーホート要因法による推計

[65 歳以上人口が総人口に占める割合の推移・推計]

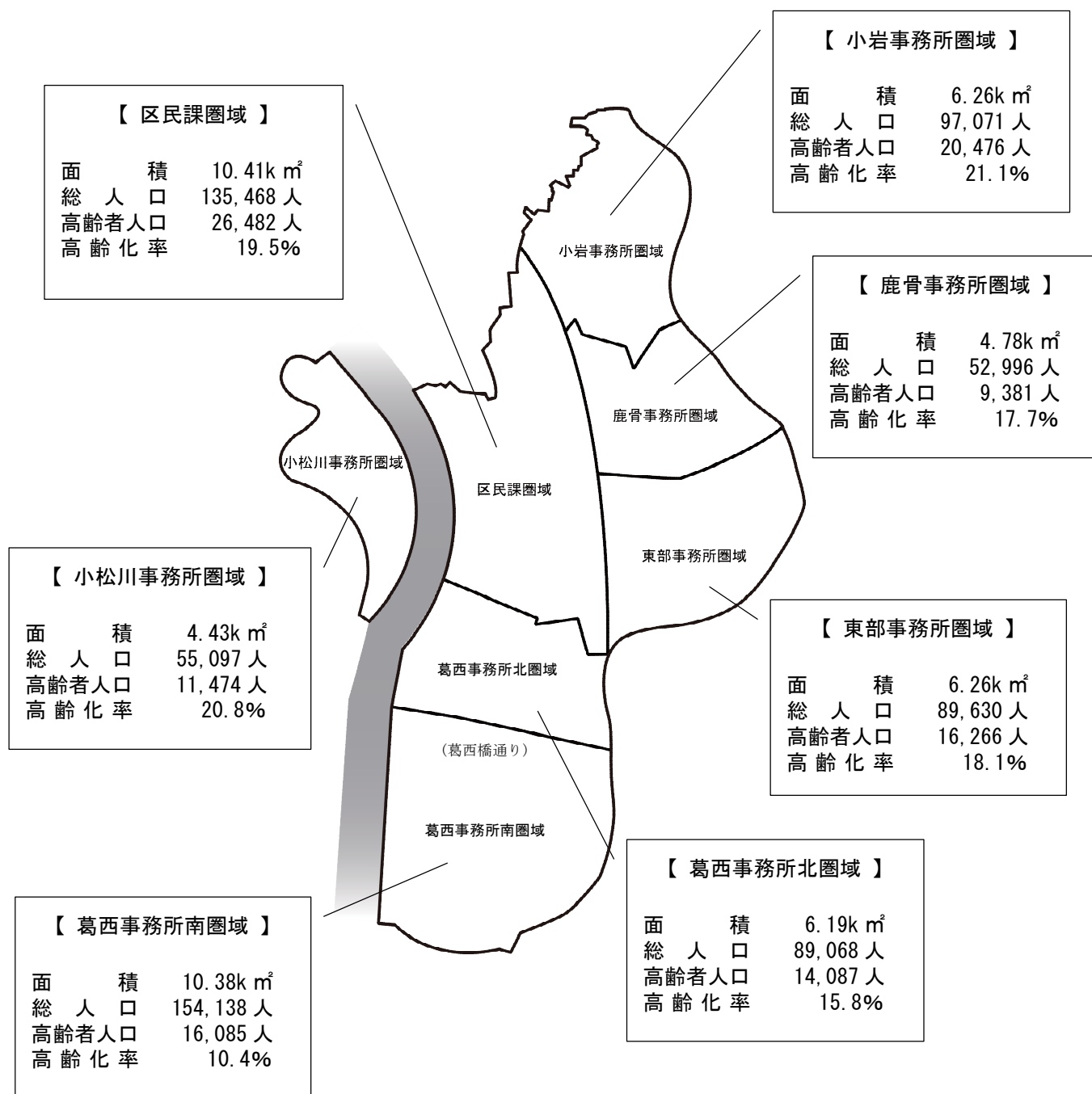
単位:%



※各年 10 月 1 日現在、住民基本台帳+外国人登録者

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある

〔 7つの日常生活圏域と特性 〕



※平成 20 年 10 月 1 日現在

■ 日常生活圏域とは・・・

- ・ 日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように地理的条件、人口、施設の整備状況等を勘案して設定を行うものです。
- ・ 江戸川区では、現在の 6 事務所制の地域割を基礎として、「区民課圏域」「小松川事務所圏域」「葛西事務所北圏域」「葛西事務所南圏域」「小岩事務所圏域」「東部事務所圏域」「鹿骨事務所圏域」の 7 地域を、日常生活圏域として設定しています。

(2) 介護保険被保険者及び要介護認定者の推移・推計

- 第1号被保険者でみると、要介護認定率は介護保険法が改正された平成18年度以降ほぼ横ばいですが、被保険者数の増加に伴い、要介護認定者は、平成17年から平成20年にかけての3年間で、約1,600人増加しています。

〔 介護保険被保険者数・要介護認定者数の推移 〕

単位:人

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
第1号被保険者数	99,983	104,879	110,076	114,458
65～74歳	63,726	66,345	69,046	70,829
75歳以上	36,257	38,534	41,030	43,629
第1号要介護認定者数	12,694	13,384	13,784	14,291
65～74歳	2,967	2,967	2,993	3,066
75歳以上	9,727	10,417	10,791	11,225
第1号要介護認定率	12.7%	12.8%	12.5%	12.5%
第2号要介護認定者数	719	725	669	695
第2号要介護認定率	0.34%	0.34%	0.31%	0.32%

※各年9月末現在

※要介護認定率＝要介護認定者数／被保険者数

※介護保険事業状況報告より

- ・ 今後も要介護認定者数は年々増加し、介護予防事業の効果を見込んだ介護予防後推計の要介護認定者数は、平成 23 年には 17,154 人になると見込んでいます。

〔 要介護度別認定者数の推計 〕

単位：人

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H26 年度
第 1 号要介護認定者数 (自然体推計)	15,048	15,811	16,564	18,867
(介護予防後推計)	15,048	15,717	16,433	18,637
要支援 1	2,455	2,590	2,700	3,038
要支援 2	1,412	1,484	1,544	1,725
要介護 1	2,809	2,965	3,099	3,513
要介護 2	2,178	2,257	2,364	2,689
要介護 3	2,422	2,511	2,630	2,997
要介護 4	2,170	2,251	2,359	2,698
要介護 5	1,602	1,659	1,737	1,977
第 1 号要介護認定率	12.8%	13.0%	13.2%	14.0%
第 2 号要介護認定者数	706	711	721	747
要介護認定者数合計	15,754	16,428	17,154	19,384

※各年 9 月末現在

※平成 21～26 年度は推計

※地域支援事業による要介護認定者数の抑制効果を 10.0%として推計している

■自然体推計、介護予防後推計とは・・・

- ・ 自然体推計とは平成 20 年度までの実績をもとに推計した要介護認定者数を示すものですが、介護予防後推計は平成 21 年度からの介護予防事業実施後の効果を見込み、要介護認定者を推計した結果です。

(3) 認知症高齢者の状況

- 平成 20 年 9 月に在宅でのサービス(標準的居宅サービス)を利用した 8,397 人のうち、認知症(日常生活自立度Ⅱ以上)の人の割合は 53.1%となっています。
- 要介護度が重くなるほど、認知症である割合が高くなり、要介護 4 で 74.9%、要介護 5 で 85.2%となっています。

〔標準的居宅サービス利用者に占める認知症の人の割合〕

単位:人

要介護度	標準的居宅サービス利用者	認知症自立度Ⅱ～Ⅳ合計	サービス利用者に占める割合
要支援 1	1,229	100	8.1%
要支援 2	896	93	10.4%
要介護 1	1,791	1,192	66.6%
要介護 2	1,528	925	60.5%
要介護 3	1,353	894	66.1%
要介護 4	1,019	763	74.9%
要介護 5	581	495	85.2%
総計	8,397	4,462	53.1%

※平成 20 年 9 月要介護認定者情報より

※標準的サービスとは、認知症対応型共同生活介護利用者・特定施設入居者生活介護利用者を除いた居宅サービス、すなわち在宅介護で利用するサービス

〔認知症高齢者の日常生活自立度判定基準〕

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
III	ランク II の症状がときどき見られ、介護を必要とする(徘徊、失禁などが見られる)
IV	ランク II の症状が頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を要する

2. 介護保険サービス等の現状と課題

(1) 介護保険サービス利用者

【現状】

- ・ サービスを利用した実人数をみると、居宅サービス利用者は、平成 18 年 9 月に一度減少しましたが、その後増加が続いています。施設サービス利用者、未利用者は、平成 18 年 9 月に増加し、その後横ばいの傾向となっています。
- ・ 構成比でみると、居宅サービス利用者は、利用者数と同様に平成 18 年 9 月に一度減少していますが、その後増加しています。施設サービス利用者は、ゆるやかな減少傾向にあります。未利用者も平成 19 年 3 月をピークに減少しています。
- ・ 居宅サービス利用者のうち、居住系サービス利用者の利用者数、利用率の増加が目立ちます。

【課題】

- ・ 高齢者人口及び要介護認定者数の増加に伴い、今後もサービス利用者の増加が見込まれます。サービス提供の充実に向けて、今後も介護サービス提供基盤を強化する必要があります。
- ・ サービス未利用者については、介護サービスの利用をうながすPRの工夫や区・ケアマネジャーからの情報提供に加え、利用者同士の情報交換を推進するなど引き続き制度の周知を図り、必要な人にサービスを結びつける支援が必要です。

〔 居宅サービス利用者、施設サービス利用者、未利用者の推移 〕

		居宅サービス利用者		施設サービス利用者	サービス未利用者	要介護認定者
			うち、居住系			
H17年3月	実人数	8,136人	542人	2,081人	2,557人	12,774人
	構成比	63.7%	4.2%	16.3%	20.0%	100.0%
H17年9月	実人数	8,613人	630人	2,145人	2,655人	13,413人
	構成比	64.2%	4.7%	16.0%	19.8%	100.0%
H18年3月	実人数	8,731人	728人	2,187人	2,801人	13,719人
	構成比	63.6%	5.3%	15.9%	20.4%	100.0%
H18年9月	実人数	8,668人	863人	2,269人	3,172人	14,109人
	構成比	61.4%	6.1%	16.1%	22.5%	100.0%
H19年3月	実人数	8,674人	906人	2,273人	3,186人	14,133人
	構成比	61.4%	6.4%	16.1%	22.5%	100.0%
H19年9月	実人数	8,985人	983人	2,290人	3,178人	14,453人
	構成比	62.2%	6.8%	15.8%	22.0%	100.0%
H20年3月	実人数	9,205人	1,037人	2,253人	3,190人	14,648人
	構成比	62.8%	7.1%	15.4%	21.8%	100.0%
H20年9月	実人数	9,469人	1,136人	2,238人	3,279人	14,986人
	構成比	63.2%	7.6%	14.9%	21.9%	100.0%

※東京都介護給付実績集計システムより

※実人数は、第1号被保険者と第2号被保険者の合計

※構成比は要介護認定者に占めるそれぞれの割合

※小数点以下を四捨五入しているため、構成比の合計値が100%にならない場合がある

※地域密着型サービスを居宅サービスに含んでいる

※居住系とは、認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護をいう

(2) 居宅サービス

①居宅サービス

【 現 状 】

- ・ 介護給付において、利用者数が多いサービスは、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与などです。
- ・ 18年度からの3年間でみると、訪問介護は減少傾向である一方、通所介護や居宅療養管理指導の利用が増えています。
- ・ 訪問リハビリテーションや短期入所療養介護など医療系サービスは、利用割合は少ないですが、利用者数は伸びています。
- ・ 要支援 1～2 の要介護認定者に対する予防給付では、介護予防訪問介護がサービス利用者の約7割を占めています。

【 課 題 】

- ・ 在宅での生活を支えるため、訪問看護や訪問リハビリテーションなど医療系サービスと医療機関との連携のあり方が課題となっています。
- ・ 各サービスの伸びの状況を見据えた在宅介護サービスのあり方を検討していく必要があります。

〔 サービス別利用者数（介護給付） 〕

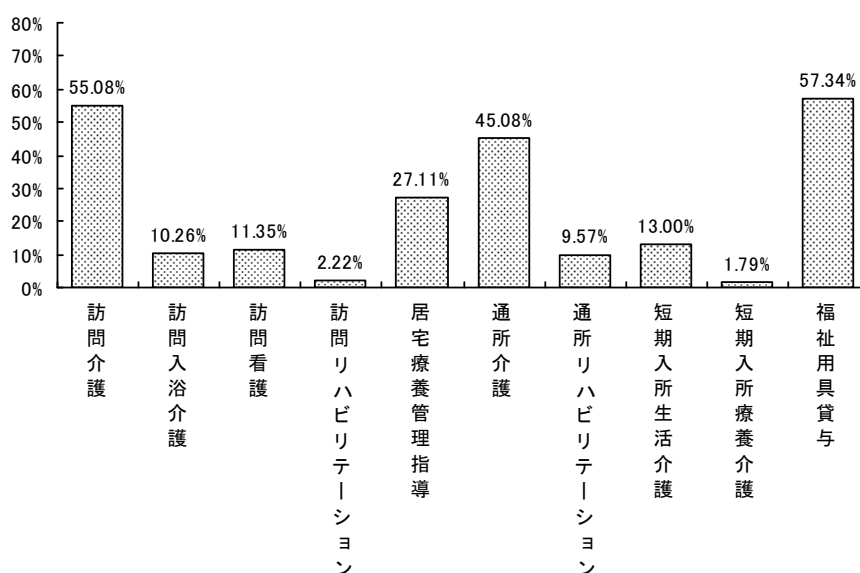
介護給付 (経過的要介護は除く)	利用者数(人)			増減 (H18→H20)	標準的居宅サービス利用者 における利用割合(%)		
	H18年度	H19年度	H20年度		H18年度	H19年度	H20年度
標準的居宅サービス利用者	6,216	6,046	6,209	-0.1%	—	—	—
訪問介護	3,649	3,445	3,420	-6.3%	58.70%	56.98%	55.08%
訪問入浴介護	659	640	637	-3.3%	10.60%	10.59%	10.26%
訪問看護	670	693	705	5.2%	10.78%	11.46%	11.35%
訪問リハビリテーション	117	141	138	17.9%	1.88%	2.33%	2.22%
居宅療養管理指導	1,379	1,506	1,683	22.0%	22.18%	24.91%	27.11%
通所介護	2,389	2,634	2,799	17.2%	38.43%	43.57%	45.08%
通所リハビリテーション	609	595	594	-2.5%	9.80%	9.84%	9.57%
短期入所生活介護	787	806	807	2.5%	12.66%	13.33%	13.00%
短期入所療養介護	100	111	111	11.0%	1.61%	1.84%	1.79%
福祉用具貸与	3,603	3,422	3,560	-1.2%	57.96%	56.60%	57.34%

※平成18・19年度は年度平均実績、平成20年度は、4月～9月審査分平均実績

※標準的居宅サービス利用者とは、訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与のうち、いずれか1種類以上を利用している利用者を指す

※標準的居宅サービス利用者における利用割合＝各サービス利用者数÷標準的居宅サービス利用者数

〔 標準的居宅サービス利用者におけるサービス利用割合（介護給付） 〕



※平成20年度4月～9月審査分平均実績

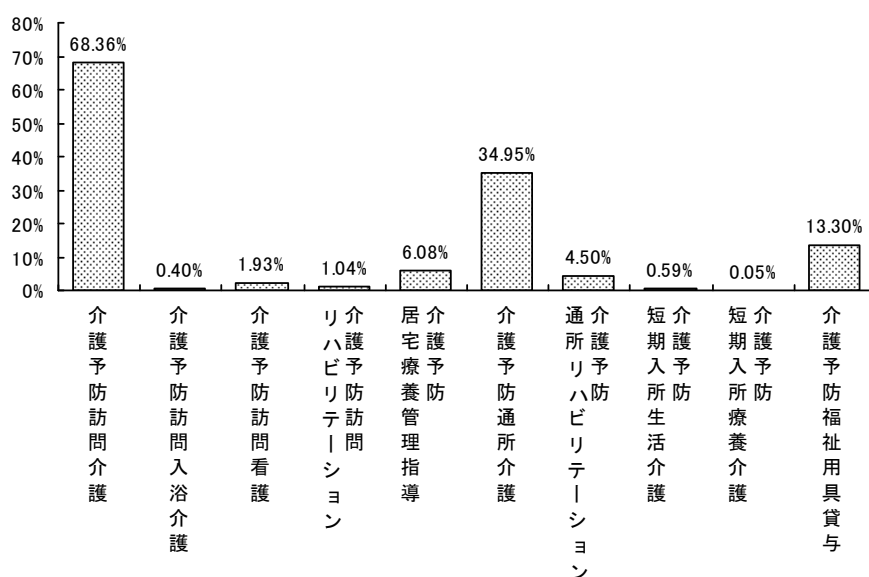
〔 サービス別利用者数（予防給付） 〕

予防給付 （経過的要介護含む）	利用者数(人)			増減 (H18→H20)	標準的居宅サービス利用者 における利用割合(%)		
	H18年度	H19年度	H20年度		H18年度	H19年度	H20年度
標準的居宅サービス利用者	1,638	1,933	2,023	23.5%	—	—	—
介護予防訪問介護	1,191	1,370	1,383	16.1%	72.71%	70.87%	68.36%
介護予防訪問入浴介護	4	6	8	100.0%	0.24%	0.31%	0.40%
介護予防訪問看護	27	37	39	44.4%	1.65%	1.91%	1.93%
介護予防訪問 リハビリテーション	15	22	21	40.0%	0.92%	1.14%	1.04%
介護予防 居宅療養管理指導	93	129	123	32.3%	5.68%	6.67%	6.08%
介護予防通所介護	423	642	707	67.1%	25.82%	33.21%	34.95%
介護予防 通所リハビリテーション	73	98	91	24.7%	4.46%	5.07%	4.50%
介護予防 短期入所生活介護	12	16	12	0.0%	0.73%	0.83%	0.59%
介護予防 短期入所療養介護	1	1	1	0.0%	0.06%	0.05%	0.05%
介護予防福祉用具貸与	280	227	269	-3.9%	17.09%	11.74%	13.30%

※平成 18・19 年度は年度平均実績、平成 20 年度は、4 月～9 月審査分平均実績

※標準的居宅サービス利用者における利用割合＝各サービス利用者数÷標準的居宅サービス利用者数

〔 標準的居宅サービス利用者におけるサービス利用割合（予防給付） 〕



※平成 20 年度 4 月～9 月審査分平均実績

②居住系サービス

【 現 状 】

- ・ 特定施設入居者生活介護は、第3期計画期間中に7か所増加し、計23か所となっています。
- ・ 利用者数でみると、平成17年度と比較して329人の増加であり、サービス利用が大きく伸びています。
- ・ 増え続ける有料老人ホームに対しては、良好な居住環境の確保を目的に制定した「江戸川区有料老人ホーム設置指導要綱」に基づく、有料老人ホームの適正な整備と運営の確保に努めています。

【 課 題 】

- ・ 特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウス以外の施設にも対象範囲が拡大され、適合高齢者専用賃貸住宅など、これまでの福祉施設の概念とは異なる施設も対象となりました。
- ・ 今後は、高齢者が安心して過ごせる住宅の質の確保に向けて、多様な住まいのあり方を検討していく必要があります。

〔 居住系サービスの整備及び利用者数 〕

		H17年度 (a)	H 18 年度	H 19 年度	H 20年度 (b)	(b) - (a)
特定施設入居者生活 介護	区内施設数（か所）	16	19	21	23	+7
	利用者（人/月）	390	491	577	662	+272
介護予防特定施設 入居者生活介護	利用者（人/月）	48	51	106	105	+57
合 計	利用者（人/月）	438	542	683	767	+329

※区内施設数（各年度3月末現在、平成20年度は見込み）

※利用者（平成17～19年度は年度平均実績、平成20年度は4～11月審査分平均実績）

※利用者には、区外施設利用も含まれている

※特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、ケアハウス等における介護のことである

(3) 地域密着型サービス

【 現 状 】

- ・ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)は、第3期計画期間中に6か所増え、計24か所となっています。利用者数で見ると、平成17年度と比較して130人の増加であり、サービス利用が伸びています。
- ・ 小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護については、サービス利用が伸びていない状況です。
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設サービス(小規模特別養護老人ホーム)及び小規模多機能型居宅介護は、施設整備においても計画予定数に達していません。
- ・ 日常生活圏域別にみると、各サービスの整備状況に圏域ごとの偏りがみられる状況です。

【 課 題 】

- ・ 介護サービス利用者の増加が見込まれるなか、住み慣れた地域での生活が継続できる地域密着型サービスは、今後も整備を推進していくことが必要となります。
- ・ その際、日常生活圏域を踏まえて、ある程度均等な整備がなされるよう誘導していくことが課題となります。
- ・ 小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護については、利用者やケアマネジャーがサービス内容を十分に理解していない現状もあり、周知や理解促進のあり方を一層検討する必要があります。

〔 地域密着型サービスの整備及び利用者数（介護給付） 〕

		H17 年度	H 18 年度	H 19 年度	H 20 年度
地域密着型介護 老人福祉施設 サービス	区内施設数（か所）		1	1	1
	利用者（人/月）		7	20	20
認知症対応型 共同生活介護	区内施設数（か所）	18	20	22	24
	利用者（人/月）	193	263	290	323
認知症対応型 通所介護	区内施設数（か所）	10	13	13	15
	利用者（人/月）	330	293	335	350
小規模多機能型 居宅介護	区内施設数（か所）		1	3	4
	利用者（人/月）		0	3	12
夜間対応型 訪問介護	区内施設数（か所）		1	1	1
	利用者（人/月）		2	17	23
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	区内施設数（か所）		0	0	0
	利用者（人/月）		-	-	-

※区内施設数（各年度3月末現在、平成20年度は見込み）

※利用者（平成17～19年度は年度平均実績、平成20年度は4～11月審査分平均実績）

※認知症対応型共同生活介護は、従来からのサービスが新たに地域密着型サービスとして位置付けられた

〔 地域密着型サービスの利用者数（予防給付） 〕

単位：人/月

	H 18 年度	H 19 年度	H 20 年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	2	5	2
介護予防認知症対応型通所介護	5	8	5
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0

※利用者（平成18・19年度は年度平均実績、平成20年度は4～11月審査分平均実績）

〔 日常生活圏域別 地域密着型サービス整備状況 〕

日常生活圏域	人口(人) 高齢者人口(人) 高齢化率	要介護認定者数(人) 要介護認定率	施設数(か所)	共同生活介護 認知症対応型	通所介護 認知症対応型	小規模多機能型 居宅介護	地域密着型介護福祉 老人施設サービス	夜間対応型訪問介護
全区	673,468	—	施設数(か所)	24	15	4	1	1
	114,251	8,981	定員(人)	402	214	86	20	300
	16.96%	7.86%	整備率(%)	4.48%	2.38%	0.96%	0.22%	3.34%
区民課圏域	135,468	—	施設数(か所)	7	3	2	0	1
	26,482	2,123	定員(人)	106	38	50	/	300
	19.55%	8.02%	整備率(%)	4.99%(△)	1.79%(▼)	2.36%(△)	/	14.13%
小松川事務所圏域	55,097	—	施設数(か所)	2	3	0	0	0
	11,474	1,077	定員(人)	26	33	/	/	/
	20.83%	9.39%	整備率(%)	2.41%(▼)	3.06%(△)	/	/	/
葛西事務所北圏域	89,068	—	施設数(か所)	3	3	0	0	0
	14,087	1,003	定員(人)	45	31	/	/	/
	15.82%	7.12%	整備率(%)	4.49%(≒)	3.09%(△)	/	/	/
葛西事務所南圏域	154,138	—	施設数(か所)	1	2	0	0	0
	16,085	1,130	定員(人)	18	34	/	/	/
	10.44%	7.03%	整備率(%)	1.59%(▼)	3.01%(△)	/	/	/
小岩事務所圏域	97,071	—	施設数(か所)	4	1	1	0	0
	20,476	1,898	定員(人)	72	12	18	/	/
	21.09%	9.27%	整備率(%)	3.79%(▼)	0.63%(▼)	0.95%(≒)	/	/
東部事務所圏域	89,630	—	施設数(か所)	4	2	1	0	0
	16,266	1,141	定員(人)	81	56	18	/	/
	18.15%	7.01%	整備率(%)	7.10%(△)	4.91%(△)	1.58%(△)	/	/
鹿骨事務所圏域	52,996	—	施設数(か所)	3	1	0	1	0
	9,381	609	定員(人)	54	10	/	20	/
	17.70%	6.49%	整備率(%)	8.87%(△)	1.64%(▼)	/	3.28%	/

※人口・高齢者人口＝住民基本台帳＋外国人登録（平成20年10月1日現在）

※上記の要介護認定者数及び要介護認定率は、在宅の要介護認定者数及び要介護認定率をあらわしている（平成20年10月1日現在）

※施設数及び定員（平成21年1月1日現在）

※整備率＝定員÷要介護認定者数

※整備率欄の()内数値は、△…全区の整備率より割合が高い、▼…全区の整備率より割合が低い、≒…全区の整備率と割合がほぼ同等

(4) 施設サービス

【 現 状 】

- ・ 第3期計画期間において、新たな施設整備はありませんでした。平成18年度以降、介護老人福祉施設、介護老人保健施設のサービス利用は、横ばいの傾向となっています。
- ・ 介護療養型医療施設の利用数は減少傾向であり、平成20年度の利用者は220人となっています。
- ・ 介護老人福祉施設への入所希望者は、平成20年12月現在で約800人ですが、そのうち要介護度が高く、1年以上待機している人が約1割となっています。

【 課 題 】

- ・ 施設サービスにおいては、入所希望者の世帯状況、認知症の状況等を踏まえ、入所が必要な人数の把握と必要数にあった計画的な施設整備が求められています。
- ・ 第4期介護保険事業計画では、国の参酌標準により平成26年度に介護保険3施設利用者に占める要介護4～5の利用者の割合を70%以上にする目標を示す必要があり、今後利用者の重度化対応をすすめることが課題といえます。

(28 ページ参照)

〔 施設サービスの整備及び利用者数 〕

		H17年度 (a)	H 18 年度	H 19 年度	H 20年度 (b)	(b) - (a)
介護老人福祉施設	区内施設数 (か所)	13	13	13	13	+0
	利用者 (人/月)	1,088	1,111	1,117	1,102	+14
介護老人保健施設	区内施設数 (か所)	9	9	9	9	+0
	利用者 (人/月)	820	921	946	935	+115
介護療養型医療施設	区内施設数 (か所)	2	2	2	2	+0
	利用者 (人/月)	248	237	231	220	-28

※区内施設数 (各年度3月末現在、平成20年度は見込み)

※利用者 (平成17～19年度は年度平均実績、平成20年度は4～11月審査分平均実績)

※利用者には、区外施設利用が含まれている

3. 区の基本的方向性－住み慣れた地域で暮らし続けるために－

- ・ 人生の最期まで、個人として尊重され、その人らしく暮らしていくことは誰もが望むことです。
- ・ 区では、住み慣れた地域で個人として尊重された生活を続けられるよう、熟年者保健福祉施策の充実をめざし、在宅での介護を基本とした支援体制の整備に向け、以下1～5の基本的方向性にそって施策を展開していきます。

〔 区の基本的方向性 〕

区の基本的方向性

－住み慣れた地域で暮らし続けるために－

1. 地域に根ざした効果的な介護予防の推進

2. 認知症高齢者への地域ケアの構築

3. 安心を支える医療と介護の連携

4. 地域で支える包括的なケア体制の充実

5. 介護基盤の強化による安心と希望のある地域づくり

(1) 地域に根ざした効果的な介護予防の推進

—誰もがいきいきと暮らすために—

- ・ 高齢期を迎えても自分らしい生活を継続できるように、介護予防を推進していきます。
- ・ 介護予防に関連する事業として、① より元気な熟年者のための施策を含む一般高齢者施策、② やや虚弱な熟年者に向けた特定高齢者施策、③ 要支援1～2の熟年者を対象とした予防給付の3種類の事業を展開しています。
- ・ 今後は、より多くの方に参加していただけるように、地域包括支援センターを中心に事業をすすめていきます。

①介護予防事業の再構築

- ・ 元気施策から特定高齢者施策まで、区民の方が参加しやすい介護予防事業へと再構築します。
- ・ 熟年いきいきトレーニングや熟年ふれあいセンター等、従来からある事業については、より気軽に参加していただけるよう内容を検討していきます。
- ・ 少し体力が衰えたと感じる熟年者の方でも手軽にできるソフトリズム運動を開発し、普及を図ります。

②地域包括支援センターを中心とした介護予防事業の展開

- ・ 介護予防事業を効果的に浸透させるために、地域包括支援センターを中心として、町会・自治会や民生・児童委員を含めた地域でのネットワークなどを活用し、きめ細かく介護予防事業に参加できるシステムの充実を図ります。
- ・ そのため、地域包括支援センターの活動を支援するリーダーと、その活動を支える人材の育成を、地域包括支援センターごとに推進していきます。

③その他の介護予防のあり方 —今後の検討課題—

- ・ 介護予防事業への参加を希望される方が、身近な場所で気軽に参加できるように、今後は広く事業を充実していく必要があります。
- ・ 引きこもりがちの人は、外へ出ていくために一定の働きかけが必要な場合があります。地域のネットワークの一層の活用が求められます。
- ・ 高齢となつてからの介護予防だけではなく、より若い年齢からの「健康づくり」が重要であり、健康関連施策との連携が必要となります。

(2) 認知症高齢者への地域ケアの構築

－地域で暮らせるまちをめざして－

- ・ 認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続するために、地域における認知症に対する理解の促進や支援体制の整備、それを支える介護・医療との連携など、認知症に対応できる地域のネットワークづくりをすすめていきます。

① 医師会地域包括支援センターによるネットワークづくり

- ・ 江戸川区医師会が運営する地域包括支援センターを、区の介護・医療における認知症対策の核と位置づけ、関係機関とのネットワークづくりをすすめます。
- ・ ネットワークでは、地域包括支援センターや介護事業者などが抱える認知症相談の中で、特に専門的なアドバイスを必要とするものに対し、医師による相談窓口を設置し、医療との連携をすすめていきます。
- ・ また、認知症に関する講演会や精神保健福祉士による電話相談など、普及啓発にも努めていきます。

② 認知症予防への取り組み

- ・ 「認知症予防講演会」や「脳活き活き教室」など、脳を活性化することで、認知症の予防へとつなげる事業を推進していきます。

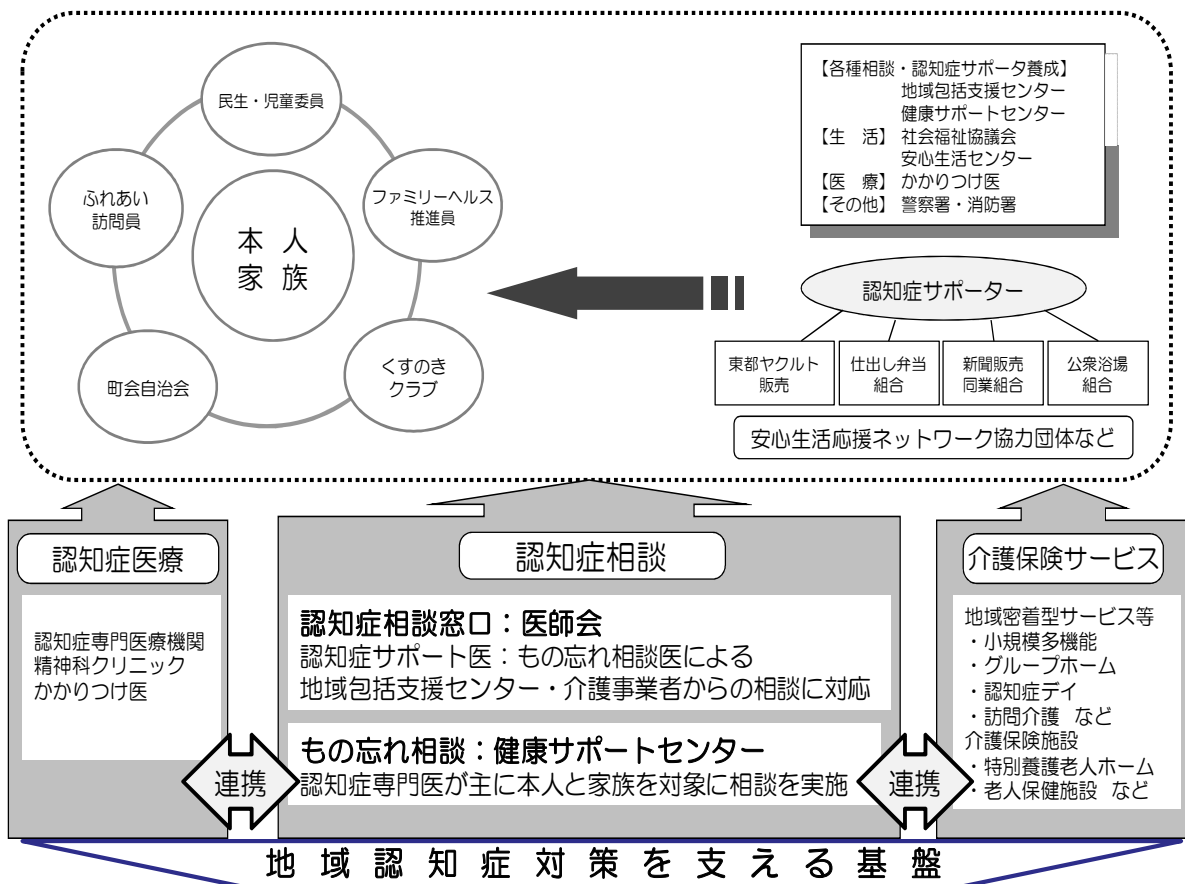
③ 認知症サポーターの養成

- ・ 区としての認知症サポーター養成の目標を今後 10 年間で 6,000 人と定め、学校、町会・自治会、安心生活応援ネットワーク協力団体などを対象に、計画的に養成講座を開催していきます。

④認知症対応サービスのさらなる充実

- ・ 認知症高齢者グループホーム、認知症デイサービス、小規模多機能型居宅介護など、認知症に対応する地域密着型サービスの普及をさらにすすめていきます。
- ・ 特に小規模多機能型居宅介護は、本人にとって馴染みの関係の中で、通い・訪問及び泊まり（ショートステイ）が利用できるサービスです。認知症高齢者グループホームなどの居住系施設との併設形態も含め、区として積極的な導入を図っていきます。
- ・ あわせて、介護サービスの提供者に対しては、認知症に対するケア知識・技術の向上を目的として認知症研修の機会を充実します。
- ・ 今回の介護報酬の改定でも、認知症ケアの質の向上を図るため、専門研修の修了者の配置に対する評価や認知症リハビリテーションの対象拡大、若年性認知症の受け入れに対する評価などを行うことになりました。

〔 認知症地域ネットワークの構築 〕



(3) 安心を支える医療と介護の連携

－在宅での安心の実現－

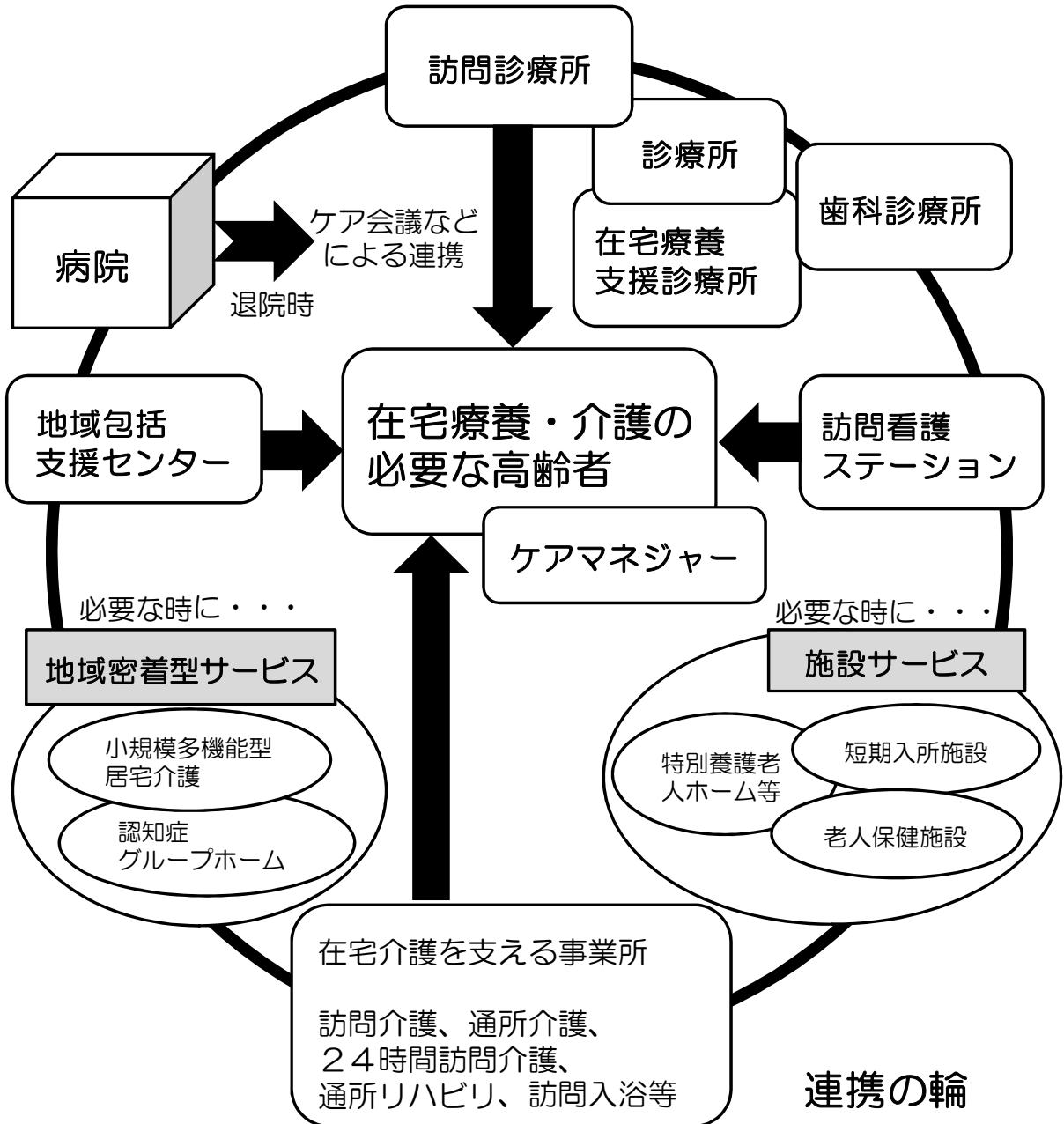
①医療との連携の強化

- ・ 在宅での療養が必要な要介護者に対しては、医療と介護との連携が重要となります。在宅での医療と介護がスムーズに連携できるよう、医療・介護の各関係機関の代表者によるネットワーク会議の開催を検討していきます。
- ・ 退院時における在宅看護・介護のためのケアカンファレンスの実施など、具体的な事例に対応するために、地域包括支援センター、ケアマネジャー、在宅療養支援診療所、医療ソーシャルワーカー（MSW）などによる地域ネットワークづくりもすすめていきます。
- ・ 訪問看護ステーションに対して、研修などの支援を行うとともに、基盤強化に努めていきます。
- ・ 医療との連携がより適切に図れるケアプランの作成のため、ケアマネジャーに対する医療的な知識の習得に向けた研修を充実していきます。
- ・ 在宅療養を支える医療や介護の情報を、区民やケアマネジャー等へ積極的に周知していきます。

②安心を支える介護サービスの推進

- ・ 在宅での安心した生活を支えるための介護サービスとして、通い・訪問・泊まりの機能を組み合わせて利用できる小規模多機能型居宅介護と、夜間における定期的な巡回訪問と緊急時の随時訪問を利用できる夜間対応型訪問介護があります。どちらも平成 18 年度に創設された新しいサービスであり、サービス利用者やケアマネジャーなどにサービスの内容をより広く周知し、さらに利用を促進していきます。
- ・ 介護者の急病等への対応として要望の高いショートステイ（短期入所）については、小規模多機能型居宅介護を含め、整備をすすめることで充実していきます。
- ・ さらに、医療と介護の連携を推進するため、今回の介護報酬の改定では、介護におけるリハビリテーションの評価の見直しや居宅介護支援における入院時・退院時の評価を新たに行っています。

[在宅療養における医療・介護サービスの連携体制]



(4) 地域で支える包括的なケア体制の充実

ー地域における多様な活動・支援の展開をとおしてー

①地域包括支援センターの基盤強化

- ・ 熟年者の方の利便性を考え、より身近な相談窓口となるように、地域包括支援センターの新設やブランチ（出張所）の設置を推進していきます。
- ・ 介護保険サービスをはじめとして、権利擁護や高齢者虐待の早期発見など、高齢者の福祉に関する総合相談機能を充実します。
- ・ 介護サービス事業者や町会・自治会等のネットワークづくりをさらに推進していきます。
- ・ 地域包括支援センターの適切な運営管理や質の確保、今後の方向性などについては、地域包括支援センター運営協議会での意見を踏まえ、基盤の強化に努めます。

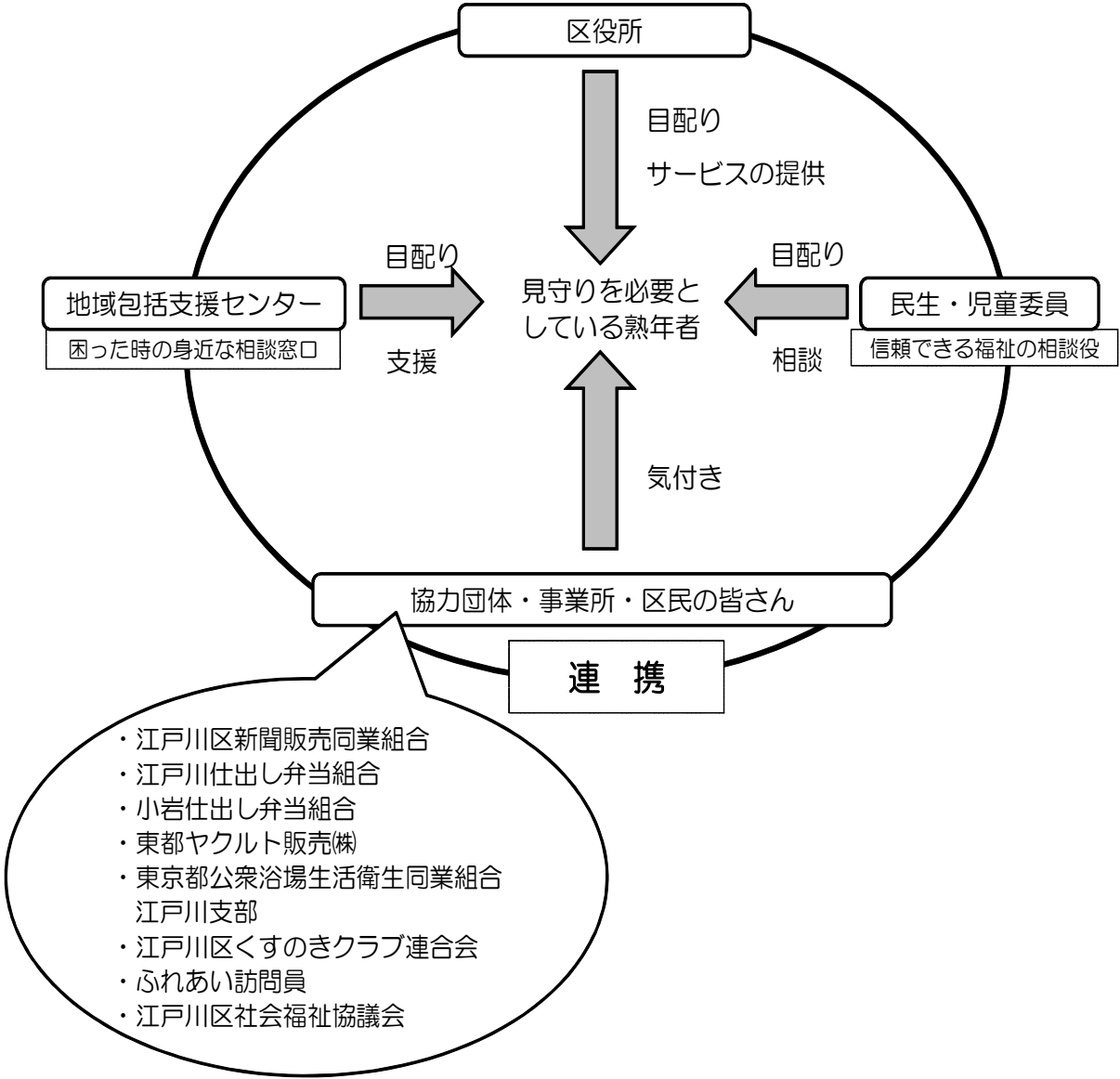
②介護を支えるサポーターの育成

- ・ 元気な熟年者の方が、地域密着型の介護サポーターとして社会参加できる体制づくりを検討していきます。
- ・ 活動の成果はポイントとして付与し、保険料に反映できる仕組みも検討していきます。

③安心生活応援ネットワークの充実

- ・ 区では地域における見守りのネットワークとして、安心生活応援ネットワークがあり、その一環として目配り訪問も実施しています。今後も協力団体との連携を図りながら、身近な地域の見守り体制を強化します。

安心生活応援ネットワーク



(5) 介護基盤の強化による安心と希望のある地域づくり

①地域密着型サービスの整備推進

- ・ひとり暮らしや認知症になっても、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、地域密着型サービスの整備を推進していきます。
- ・現在の整備状況を日常生活圏域ごとに勘案し、不足しているサービスについて重点的に整備誘導を図っていきます。
- ・あわせて日常生活圏域において地域密着型サービスと従来型サービスが連続的・有機的に提供されるような体制づくりにも配慮していきます。

②地域密着型サービスの運営支援

- ・地域密着型サービスが着実に地域に根付くよう、運営推進会議の定期的な開催を支援していきます。
- ・地域密着型サービスを地域に浸透させるため、区民やケアマネジャーへ広く周知していきます。

③地域密着型サービスの質の確保

- ・地域密着型サービスは、区がサービス事業者の指定権限を有しており、サービスの質を確保するため、今後も実地指導や指導監査を実施していきます。
- ・また、事業者の指定及び指定拒否等については、医療・福祉関係者や被保険者等で構成する「地域密着型サービス運営委員会」において、引き続き意見聴取を行っていきます。

④介護人材の確保と介護事業者への支援

- ・大きな課題となっている介護人材の確保・介護従事者の処遇改善のため、国は介護報酬の改定や処遇改善の取組への総合支援策の実施などを行うことになりました。
- ・区は、国の施策の動向を見ながら、就職面接会の開催や、有資格者のブラッシュアップ研修を実施し、介護人材の確保に努めます。
- ・事業者に対し、ストレス対策の研修や個別の相談により、メンタルサポートを充実するとともに、永年勤続職員に対する表彰などを行っていきます。

⑤介護保険制度の適正化と的確な事業者指導

- ・ 国の指導により、都が介護保険事業の適正化計画を定め、区は給付と要介護認定の適正化について、具体的な目標を定めることになりました。
- ・ 給付の適正化としては、利用したサービスの内容を本人が確認できるように、居宅サービスの利用者に対して、引き続き利用状況を文書で通知していきます。
- ・ また、要介護認定の適正化については、要介護認定結果の平準化に一層努めていきます。
- ・ さらに、事業者に対する実地指導や指導監査を強化していきます。

⑥介護保険施設等の計画的な整備と重度者利用の推進

- ・ 介護保険施設サービス等の利用者の見込みにあたっては、国が平成 26 年度を見込んで定めた下表の基準（参酌標準）をもとに定めることとされています。本区においても、その基準が達成できるよう整備量を見込みます。
- ・ 施設・居住系サービスの整備にあたっては、認知症高齢者グループホームなど日常生活圏域に根ざした地域密着型サービスに重点をおき、整備をすすめていきます。

〔 居住系・施設サービスにおける利用者数目標 〕

国の参酌標準	平成 26 年度までに、要介護 2～5 の要介護認定者の中で施設・介護専用の居住系サービス利用者が占める割合を 37%以下とする
	平成 26 年度までに、施設サービス利用者の中で要介護 4～5 の利用者が占める割合を 70%以上とする

⑦介護保険外サービスのあり方

- ・ 介護保険で提供されるサービスには、法定のメニューのほか、区が独自にサービスの量を引き上げて提供する「上乘せサービス」、定められた種類以外のサービスを提供できる「市町村特別給付」、さらに介護者支援事業や介護予防事業が提供できる「保健福祉事業」があります。しかし、これらのサービスは第 1 号被保険者の保険料のみを財源として行うため、第 1 号被保険者の保険料負担に影響を及ぼします。
- ・ これらのことから、区ではいずれも実施せず、必要なサービスは一般施策の中で実施していきます。

■ 第3部 熟年者保健福祉施策の展開 ■

1. 介護保険事業計画

(1) 介護保険サービス量の見込み

〔 介護保険サービス量の見込み(月あたり) 〕

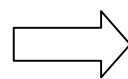
		単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度
居宅サービス	訪問介護	人	5,170	5,496	5,919
	訪問入浴介護	回	3,102	3,138	3,324
	訪問看護	回	4,208	4,293	4,560
	訪問リハビリテーション	回	661	683	713
	居宅療養管理指導	件	2,079	2,145	2,275
	通所介護	人	3,843	4,105	4,449
	通所リハビリテーション	人	726	755	800
	短期入所生活介護	日	6,569	6,730	7,136
	短期入所療養介護	日	1,084	1,127	1,186
	福祉用具貸与	人	4,121	4,248	4,504
	特定福祉用具販売	件	135	142	149
	住宅改修費	件	86	91	94
	居宅介護支援	人	8,771	9,157	9,704
サービス 居住系	特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	人	102	142	184
	特定施設入居者生活介護 (混合型)	人	788	788	788
サービス 施設	介護老人福祉施設	人	1,121	1,121	1,121
	介護老人保健施設	人	980	1,100	1,100
	介護療養型医療施設	人	232	232	232
	医療療養病床からの転換分	人	0	0	0
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	人	90	130	175
	認知症対応型通所介護	回	3,279	3,386	3,594
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	人	49	78	107
	認知症対応型共同生活介護	人	360	396	450
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	人	29	58	87
	夜間対応型訪問介護	人	80	100	120

※上記のサービス量の見込みは、介護給付と予防給付の合計値である

〔 施設・居住系サービスにおける利用者数目標 〕

単位:人

	利 用 者 数			H26 年度
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
施設サービス	2,382	2,531	2,560	
介護老人福祉施設	1,121	1,121	1,121	
介護老人保健施設	980	1,100	1,100	
介護療養型医療施設	232	232	232	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	49	78	107	
施設サービス利用者における要介護4～5の利用者数	1,478	1,611	1,670	2,005
施設サービス利用者の中で要介護4～5の利用者が占める割合	62.0%	63.7%	65.2%	70.0%
介護専用型居住系サービス	483	587	712	
認知症対応型共同生活介護	352	387	441	
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	102	142	184	
地域密着型特定施設入居者生活介護	29	58	87	
要介護2～5の要介護認定者数	8,826	9,136	9,554	10,837
施設、介護専用の居住系サービス利用者数	2,865	3,118	3,272	3,677
要介護2～5の要介護認定者の中で施設・介護専用の居住系サービス利用者が占める割合	32.5%	34.1%	34.2%	33.9%



利 用 者 数	
H26 年度	
国の参酌標準	
要介護2～5の要介護認定者の中で施設・介護専用の居住系サービス利用者が占める割合を37%以下とする	
施設サービス利用者の中で要介護4～5の利用者が占める割合を70%以上とする	

※各年度とも利用者数の見込み

〔 地域支援事業の主要事業と事業量の見込み 〕

事業の分類	主要事業名	事業量見込み		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度
①介護予防事業	生活機能評価	70,600 人	72,700 人	74,700 人
	熟年ふれあいセンター事業	延 32,400 人	増 加	増 加
	熟年いきいきトレーニング事業	延 8,640 人	継 続	継 続
	熟年スポーツトレーニング事業	330 人	増 加	増 加
	熟年口腔ケアセミナー事業	180 人	継 続	継 続
②包括的支援事業	総合支援事業			
	介護予防ケアマネジメント事業	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地域包括支援センターにおいて実施 以下は、地域包括支援センター (ブランチ) 設置数 </div>		
	高齢者の権利擁護事業			
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業			
		17 か所	19 か所	21 か所
③任意事業	認知症地域ネットワーク活用事業 等	地域包括支援センターへの委託等により実施		

(2) 介護保険財政の実績と見込み

① 保険給付費決算額

[保険給付費決算額]

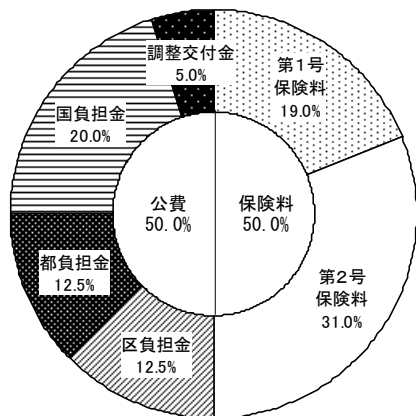
	H18 年度		H19 年度		H20 年度 (予算)	
	給付費 (千円)	構成比	給付費 (千円)	構成比	給付費 (千円)	構成比
居宅サービス給付費	10,184,508	53.15%	10,952,020	53.90%	11,996,844	51.29%
施設サービス給付費	6,979,964	36.42%	7,117,010	35.02%	7,729,528	33.05%
地域密着型サービス給付費	1,059,665	5.53%	1,289,259	6.34%	2,633,537	11.26%
高額介護サービス費	312,347	1.63%	322,985	1.59%	333,984	1.43%
特定入所者介護サービス費	593,803	3.10%	605,797	2.98%	657,000	2.81%
審査支払手数料	32,597	0.17%	33,588	0.17%	39,145	0.17%
合 計	19,162,884	100.00%	20,320,659	100.00%	23,390,038	100.00%

※居宅サービス給付費には、介護予防給付費を含む

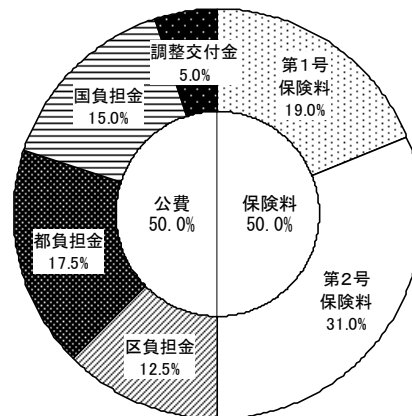
※小数点以下を四捨五入しているため、構成比の合計値が 100%にならない場合がある

② 保険給付費財源の財源構成

[第 3 期保険給付費の財源構成]



居宅サービス給付費



施設サービス給付費

※第 4 期における被保険者の負担割合は、第 1 号被保険者が 20.0%、第 2 号被保険者が 30.0%に変更となる

③保険給付費を推計するうえでの主な留意点

- ・ 第1号被保険者の保険料負担割合が変更されます。
(保険給付費の財源構成割合が19%から20%に変更)
- ・ 介護人材の確保及び介護従事者の処遇改善を主たる目的に、介護報酬の引き上げが実施されます。
- ・ 同時に、都市部と地方との人件費等の地域差是正のため、地域別単価の見直しも行われます。

④計画期間における保険給付費等見込み額

- ・ 上記の留意点に加え、高齢化の進展による介護需要の自然増を考慮したうえで、要介護認定者数やサービス見込み量を推計した結果、第4期(平成21～23年度)の3年間に必要な保険給付費は、合計で約776億円と見込まれます。(34ページを参照)

⑤介護従事者処遇改善臨時特例交付金

- ・ 国は、今回の介護報酬の引き上げによる介護保険料額の急激な上昇を抑えるため、自然増を除いた保険給付費の増加分に対し、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を交付します。江戸川区においては、3億3,700万円を見込んでいます。

⑥介護給付費準備基金の活用

- ・ 江戸川区では、第3期計画期間においても安定した介護保険財政の運営がすすめられており、平成20年までの介護給付費準備基金は、19億2,500万円になると見込まれています。この基金を取り崩し、第4期計画に充てることにより平成21年度以降の保険料額を下げる事が可能です。
- ・ そこで、基金のうち14億300万円を投入し、保険料額の上昇を抑えることに活用します。基金の残額は、第4期期間内における不測の事態に備えるため、次年度へ繰り越します。

〔 保険給付費等見込み額 〕

単位：千円

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計
居宅サービス給付費	12,947,272	13,598,921	14,588,400	41,134,593
地域密着型サービス給付費	1,866,135	2,215,560	2,575,654	6,657,349
施設サービス給付費	7,673,838	8,064,204	8,075,990	23,814,032
特定入所者介護サービス費	679,338	713,305	748,970	2,141,613
その他の給付費	545,138	534,895	565,640	1,645,673
地域支援事業費	710,137	752,532	795,301	2,257,970
合 計	24,421,858	25,879,417	27,349,954	77,651,229

※居宅サービス給付費には、居宅介護支援費、特定福祉用具販売費、住宅改修費を含む

※百円以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある

〔 地域支援事業の費用見込み額 〕

単位：千円

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計
介護予防事業	473,425 (2.0%)	501,688 (2.0%)	530,201 (2.0%)	1,505,313
包括的支援事業	213,041 (0.9%)	225,759 (0.9%)	238,590 (0.9%)	677,391
任意事業	23,671 (0.1%)	25,084 (0.1%)	26,510 (0.1%)	75,266
合 計	710,137 (3.0%)	752,532 (3.0%)	795,301 (3.0%)	2,257,970

※（％）は、当該年度の保険給付費に対する割合

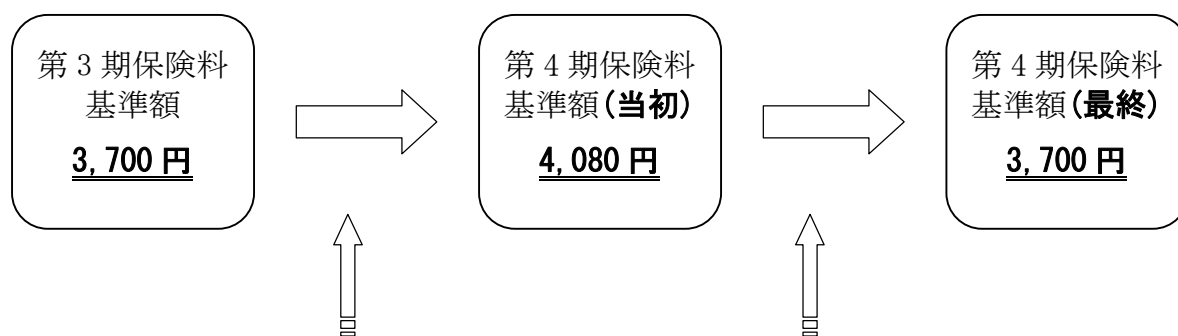
※百円以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある

⑦第4期介護保険事業計画における介護保険料〈保険料基準額〉

- ・第4期（平成21～23年度）の保険給付費等をまかなうための第1号被保険者の保険料は、以下のとおりとします。

第4期（平成21～23年度）の保険料基準額

月額 3,700円 (第3期と同額)



自然増等 +300円
報酬改定 +80円

※基金等の投入

- ・介護給付費準備基金
14億 300万円 (保険料抑制額 300円)
- ・介護従事者処遇改善臨時特例交付金
3億 3,700万円 (保険料抑制額 80円)

⑧第1号被保険者の所得段階別保険料

- 第4期介護保険事業計画では、税制改正に伴う激変緩和措置の終了に伴い、保険料の変動による影響が大きいと考えられる方や現行の第4段階（課税世帯で本人が住民税非課税）の方で、特に収入が低い方に対する負担軽減を図るため、現行の第4段階、第5段階を下表のように見直します。

〔第4期（平成21～23年度）における所得段階別保険料〕

所得段階		対象者	基準額に対する乗率	保険料(月額)	(参考) H18～20年度の所得段階
非課税者	第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	1,850円	第1段階
	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額をあわせて80万円以下の方	基準額 ×0.60	2,220円	第2段階
	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記の第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	2,775円	第3段階
	特例第4段階	住民税課税者がいる世帯で、本人が住民税非課税及び課税年金収入額と合計所得金額をあわせて80万円以下の方	基準額 ×0.875	3,237円	第4段階
	第4段階	住民税課税者がいる世帯で、本人が住民税非課税及び特例第4段階非該当の方	基準額	3,700円	
課税者	第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.125	4,162円	第5段階
	第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	基準額 ×1.25	4,625円	
	第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.50	5,550円	第6段階
	第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.75	6,475円	第7段階

(3) 介護保険事業を円滑に推進するための施策

① サービス利用等における低所得者への配慮

- ・ 高額な利用料や住宅改修費の支払いが困難な人に対する助成制度等を引き続き展開していきます。

事業名

- ① 特定入所者介護サービス費
- ② 高額介護サービス費
- ③ 高額医療・高額介護合算制度
- ④ 生計困難者への利用者負担額軽減措置事業
- ⑤ 江戸川区介護保険サービス利用料助成事業
- ⑥ 江戸川区高額介護サービス費等資金貸付事業

② サービスの質の向上のための方策

- ・ 介護サービス従事者の資質向上、各種団体への支援、介護サービス情報の公表と第三者評価の推進、相談及び苦情対応の強化、適正化プログラムに基づく事業者指導等に取り組みます。

事業名

- ① 介護サービス従事者の資質向上
- ② 各種団体への支援
- ③ 介護サービス情報の公表と第三者評価の推進
- ④ 相談及び苦情対応の強化
- ⑤ 適正化プログラムに基づく事業者指導等

③ 権利擁護事業の充実

- ・ 判断能力が低下した人への支援や高齢者虐待への対応を行います。

事業名

- ① 判断能力が低下した人への支援
- ② 高齢者虐待への対応

④介護保険事業の推進

- ・ 公平・公正な要介護認定の実施、地域密着型サービスの指定事務の実施、介護保険事業計画の推進・評価に取り組みます。

事業名

- ①公平・公正な要介護認定の実施
- ②地域密着型サービスの指定事務の実施
- ③介護保険事業計画の推進・評価

2. 熟年しあわせ計画

(1) 安心と信頼のサービスづくり

①自立を支援するまち

- ・ 熟年者が在宅で安心して生活できるよう、介護保険外サービスを展開するとともに、情報提供や消費生活相談を積極的に進めます。

事業名

- ①配食サービスの拡充
- ②紙おむつ等介護用品の支給・おむつ使用料の助成
- ③徘徊探索サービスの充実
- ④訪問介護サービスの充実
- ⑤自立支援機器等の給付・貸与の充実
- ⑥寝具乾燥消毒等サービスの実施
- ⑦福祉理美容サービスの実施
- ⑧安心生活応援ネットワークの実施
- ⑨民間緊急通報システムの拡大
- ⑩情報支援と消費生活相談の充実
- ⑪戸別訪問収集の実施
- ⑫生活福祉資金の貸付
- ⑬長期生活支援資金の貸付

②介護する家族を支えるまち

- ・ 激励事業の実施や介護する家族の交流の場を設けることにより、介護による負担や悩みの軽減を図ります。

事業名

- ①熟年者激励手当の支給
- ②介護者激励事業の実施
- ③介護者交流会の開催

③安心介護のまち【介護保険事業計画部分に相当】

- ・ 安心して介護サービスが受けられるように、介護保険事業における各サービスの量と質の確保を図るとともに、サービス利用支援や基盤整備をすすめていきます。

事業名

- ①居宅サービス
- ②居住系サービス
- ③施設サービス
- ④地域密着型サービス
- ⑤サービス利用等における低所得者への配慮
- ⑥サービスの質の向上のための方策
- ⑦権利擁護事業の充実
- ⑧介護保険事業の推進

(2) 健康ではつらつとした生活づくり

①健康長寿のまち

- ・ がん、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療につながる各種の健（検）診、健康に関する身近な相談窓口である健康サポートセンターの機能を充実させ、熟年者自らが健康の保持に取り組めるような環境の整備をすすめます。

事業名

- ①「健康サポートセンター」の機能の充実
- ②生活習慣病予防とがん検診の推進
- ③生活習慣病予防のための相談等の充実
- ④8020 運動の推進・成人歯科健康診査
- ⑤高齢者の口腔ケアの普及
- ⑥江戸川区口腔保健センターの運営支援
- ⑦感染症予防対策の充実
- ⑧「食を通じた心とからだの健康づくり」の啓発・普及
- ⑨熟年男性料理栄養教室
- ⑩健康学習の場と機会の提供
- ⑪健康づくりリーダーが活躍できるしくみの整備
- ⑫健康長寿協力湯の推進
- ⑬三療サービスの推進

②介護予防推進のまち

- ・ 介護を必要としない状態を維持するため、リズム運動などの元気施策、熟年ふれあいセンターなどの一般高齢者施策、さらに熟年いきいきトレーニングなどの特定高齢者施策を推進していきます。また、介護が必要になってもその状態が軽減されるよう地域リハビリテーションの充実をめざします。

事業名

- ①リズム運動の推進
- ②ウォーキングの推進
- ③介護予防教室の充実
- ④地域ミニデイサービス実施への支援
- ⑤出前健康講座（健康長寿塾）の実施
- ⑥認知症を正しく理解するための啓発活動
- ⑦特定高齢者把握事業の推進
- ⑧介護予防ケアマネジメントへの取り組み
- ⑨熟年ふれあいセンターの充実
- ⑩熟年スポーツトレーニングの推進
- ⑪熟年いきいきトレーニングの充実
- ⑫熟年口腔ケアセミナーの充実
- ⑬シルバー健康出前教室の実施
- ⑭地域リハビリテーションの充実
- ⑮介護職への介護予防知識等の普及

(3) 生きがいに満ちた生涯づくり

①ふれあいと支えあいのまち

- ・ 地域での支えあいを基盤とし、ボランティア立区を推進していくとともに、くすのきクラブへの支援やふれあい訪問活動など心のふれあう地域づくりを推進していきます。

事業名

- ①ボランティア立区の推進
- ②福祉学習の推進
- ③町会・自治会などを基礎としたコミュニティの活性化
- ④くすのきクラブへの支援
- ⑤ふれあい訪問員活動の充実
- ⑥認知症サポーターの養成
- ⑦熟年介護サポーター事業
- ⑧健康知識・介護技術をもつボランティアの育成

②熟年パワーのあふれるまち

- ・ スポーツ活動やくすのきカルチャー教室等、熟年者の主体的な活動支援をすすめるとともに、シルバー人材センターへの支援など、熟年者の生きがいを推進します。

事業名

- ①くすのきカルチャー教室の充実
- ②熟年者のスポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③スポーツ活動支援の充実
- ④熟年者の参加を促進する行事の実施
- ⑤シルバー人材センターへの支援
- ⑥福寿大学の充実

(4) サービス利用支援体制づくり

①安心してサービスが利用できるまち

- ・ だれもが安心してサービスを受けられるように、様々なサービスや制度の情報を入手できるよう、相談窓口機能を強化するとともに、苦情への対応や権利擁護事業を推進していきます。

事業名

- ①情報提供の多様化と充実
- ②相談・助言に関する窓口機能強化
- ③認知症相談窓口の充実
- ④熟年者緊急短期入所実施事業
- ⑤権利擁護のしくみづくり
- ⑥民生・児童委員との連携強化
- ⑦介護人材確保総合支援事業の推進

②連携により円滑なサービスを提供するまち

- ・ 地域における身近な相談機関である地域包括支援センターにおいて、介護に関する相談や介護予防を充実させるとともに、保健・医療・福祉の連携をとりながら、サービスの円滑な提供・運営をすすめます。

事業名

- ①地域包括支援センターの設置・運営
- ②保健・医療・福祉の連携強化
- ③社会福祉協議会の機能強化

(5) 豊かな福祉のまちづくり

①安全・快適バリアフリーのまち

- ・ 区民だれもが安全・快適に暮らせるようなユニバーサルデザインのまちづくりをすすめるために、公共施設などのバリアフリー化を推進します。
- ・ 地震などの災害に備えるため、区民との協働による防災体制の強化をすすめます。

事業名

- ①福祉のまちづくりの推進
- ②だれもが快適に移動できるユニバーサルデザインの推進
- ③公共施設のバリアフリー化の推進
- ④駅施設のバリアフリー化の推進
- ⑤バス交通のバリアフリー化の推進
- ⑥人にやさしい道づくりの整備推進
- ⑦だれにもやさしい公園づくりの推進
- ⑧区民との協働による防災体制の強化
- ⑨交通安全対策の充実

②いつまでも住み続けることのできるまち

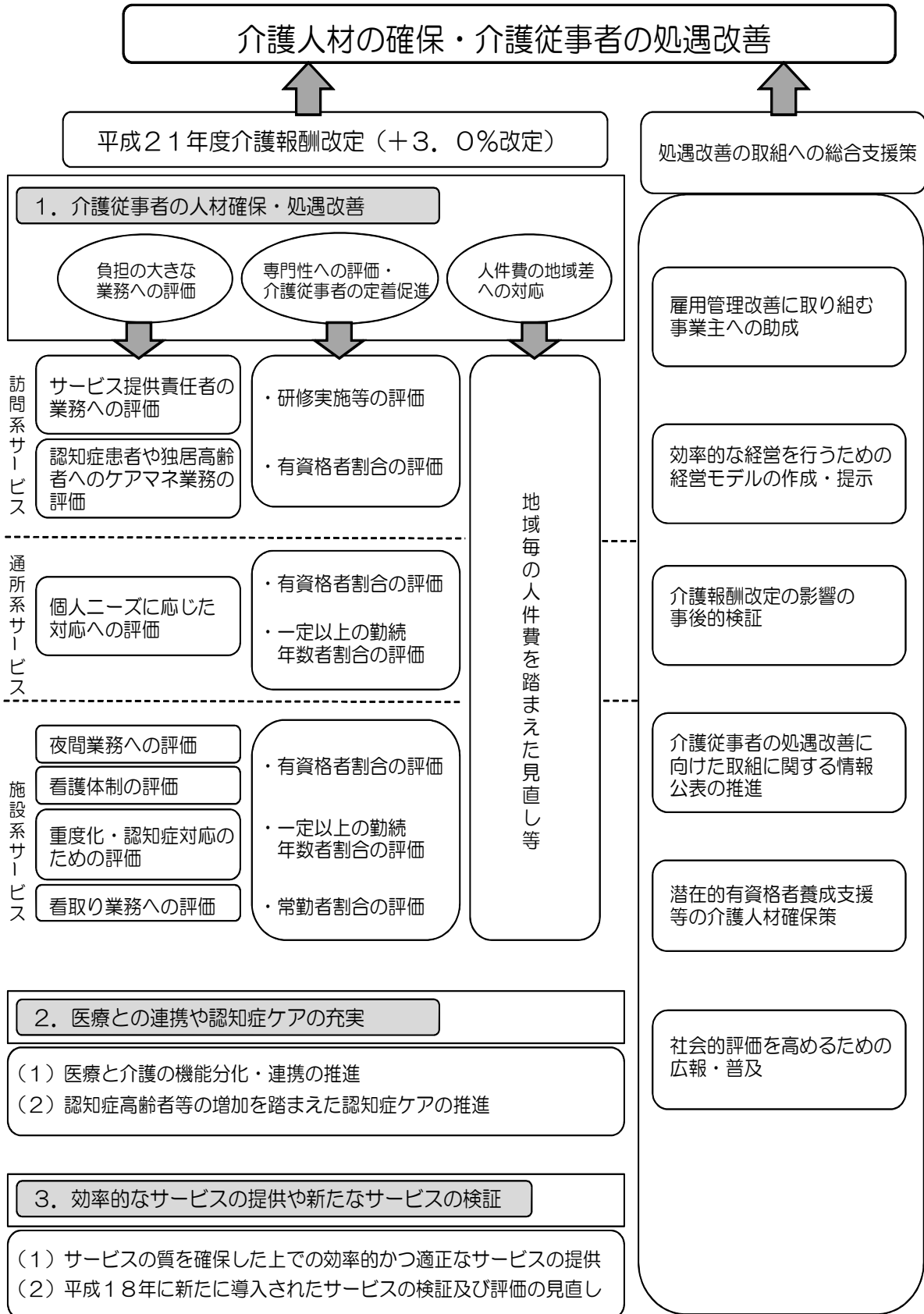
- ・ 熟年者がいつまでも住み続けられるように、住まいの条件整備や支援を行います。

事業名

- ①有料老人ホームの整備指導
- ②生活支援ハウスの運営
- ③住まいの改造助成の実施
- ④三世帯同居住宅資金の貸付
- ⑤民間賃貸住宅家賃等の助成
- ⑥民間賃貸住宅への居住支援
- ⑦住まい関連ボランティアへの支援
- ⑧戸建住宅耐震改修工事助成
- ⑨家具転倒防止ボランティアへの支援

■ 資 料 編 ■

1. 平成21年度介護報酬改定の基本的な考え方



2. 地域区分の見直し

介護従事者の給与は地域差が大きく、大都市部の事業者ほど給与費が高く経営を圧迫する傾向にあることから人件費の評価が見直され、地域差を勘案する人件費にかかる職員の範囲が「直接処遇職員」から「人員配置基準において具体的に配置を規定されている職種の職員」に拡大されました。

また、経営実態調査の結果を踏まえて、サービスごとの人件費割合の見直しとともに、各地域区分の報酬単価の上乗せ割合についても見直されました。

【人件費割合】

60%	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・居宅介護支援 	➔	70%	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援
	40%		<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	55%
45%			<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	

※介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスについては、いずれも介護予防サービスを含む。

	特 別 区			
	見直し前		見直し後	
上乗せ割合	12%		15%	
人件費割合	60%	10.72 円	70%	11.05 円
	40%	10.48 円	55%	10.83 円
			45%	10.68 円

江戸川区
第4期介護保険事業計画 及び
熟年しあわせ計画（老人福祉計画）
＜概要版＞

平成21年3月

発行

江戸川区福祉部

住所：〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話：03（5662）1275